

居宅介護 ・ 重度訪問介護 重要事項説明書

この「重要事項説明書」は、当事業所とサービス利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法第76条及び「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の従業者、設備及び運営の基準に関する条例(平成24年長野県条例第60号)」第8条の規定に基づき、当事業所の概要や提供するサービスの内容、契約を締結する前に知っておいていただきたいことなどを事業者が説明するものです。

1、 当社の概要

名称・法人種別	株式会社ケアネット
本社所在地	川崎市中原区上小田中4丁目1番1号
事業所	川崎、小山、明石、熊谷、長野、会津、岩手
事業内容	居宅介護支援事業 通所介護事業 短期入所生活介護事業 訪問介護事業 認知症対応型共同生活介護事業

2、 ケアネット長野サービスセンターの概要

(1) 事業所の名称、所在地

事業所名	ケアネット 長野サービスセンター
所在地	〒382-0054 須坂市大字小山字蒔田(高梨)2518-1
電話番号	026-251-2708
事業所番号	2 0 1 0 7 0 0 0 1 7
通常の事業の実施区域 ※	・長野市(旧戸隠村・旧鬼無里村・旧大岡村・旧中条村を除く) ・須坂市 ・中野市 ・小布施町 ・高山村

※上記以外の方でもご希望の方はご相談ください

(2) 同事業所の職員体制

職 種	資 格	区分・人員
管理者兼サービス提供責任者	・介護福祉士	常 勤 1名
サービス提供責任者	・介護福祉士	常 勤 2名
ホームヘルパー	・介護福祉士 (4名) ・ホームヘルパー2級修了者等 (6名)	非常勤 10名

令和6年8月1日現在

(3) 営業日、営業時間

サービス提供日の営業日・時間	・日曜～土曜	6:00 ～ 22:00
事務所の営業日・時間	・月曜～土曜	9:00 ～ 17:00

※必要がある場合は、上記時間以外の時間も対応します

(4) 事業の目的

(株)ケアネット長野サービスセンター訪問介護事業所（以下「事業所」という）において実施する指定居宅介護、指定重度訪問介護（以下「指定居宅介護等」という）に係る事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の従業者が支給決定を受けた障がい者（以下「利用者」という）に対し、適切な指定居宅介護等を提供することを目的とする。

(5) 運営方針

1. 事業所は、利用者が居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、外出時における移動中の介護並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切に行うものとする。
2. 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
3. 事業の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、利用者の所在する市町村、他の指定障害福祉サービス事業者、指定一般相談支援事業者、指定特定相談支援事業者、その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者（以下「障害福祉サービス事業者等」という）と連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
4. 事業の実施に当たっては、前3項のほか、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（平成17年法律第123号。以下「法」という）及び「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の従業者、設備及び運営の基準に関する条例」（平成24年長野県条例第60号）に定める内容のほか関係法令等を遵守し、指定居宅介護等を実施するものとする。

3、 サービス内容

1.居宅介護計画等の作成

2.身体介護に関する内容

食事、排泄、衣類着脱、入浴、身体の清拭・洗髪、その他必要な身体介護

3.家事援助に関する内容

調理、衣類の洗濯・補修、住居等の掃除・整理整頓、生活必需品の買い物

関係機関との連絡、その他必要な家事

4.重度訪問介護に関する内容

入浴、排せつ、及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、外出時における

移動中の介護並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助

5.前各号に掲げる便宜に附帯する便宜

2.から4.に附帯するその他必要な介護、家事、相談、助言

4、 主たる対象者の障がいの種類

事業所において指定居宅介護等を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

1. 身体障がい者
2. 知的障がい者
3. 精神障がい者
4. 重度障がい者

5、サービス利用料金と利用者負担額について

介護給付費によるサービスを提供した際は、サービス利用料金(厚生労働大臣の定める基準により算出した額)のうち9割が介護給付費の給付対象となります。事業者が介護給付費等の給付を市町村から直接受け取る(代理受領する)場合、利用者負担分として、サービス利用料金全体の1割の額を事業者にお支払いただきます。(定率負担または利用者負担額といいます)なお、定率負担または利用者負担額の軽減等が適用される場合は、この限りではありません。障害福祉サービス受給者証をご確認ください。

◇ 障がい者の利用者負担

所得区分	世帯の収入状況	月額負担限度額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	市町村民税非課税世帯(※1)	0円
一般1	市町村民税非課税世帯(所得割16万円未満※2)	9,300円
一般2	上記以外	37,200円

(※1)3人世帯で障害基礎年金1級の場合、収入が概ね300万円以下の世帯対象になります。

(※2)収入が概ね600万円以下の世帯が対象になります。

◇ 訪問介護利用料

サービス内容	1回あたりの所要時間	基本利用料	自己負担額
身体介護	30分未満	2,560円	256円
	30分以上1時間未満	4,040円	404円
	1時間以上1.5時間未満	5,870円	587円
	1.5時間以上2時間未満	6,690円	669円
	2時間以上2.5時間未満	7,540円	754円
	2.5時間以上3時間未満	8,370円	837円
	3時間以上	9,210円に30分増すごとに830円加算	921円に30分増すごとに83円加算
家事援助	30分未満	1,060円	106円
	30分以上45分未満	1,530円	153円
	45分以上1時間未満	1,970円	197円
	1時間以上1.25時間未満	2,390円	239円
	1.25時間以上1.5時間未満	2,750円	275円
	1.5時間以上1.75時間未満	3,110円	311円
	2時間以上	3,460円に30分増すごとに350円加算	346円に30分増すごとに35円加算

重 度 訪 問 介 護	1時間未満	2,140円	214円
	1時間以上1.5時間未満	3,190円	319円
	1.5時間未満2時間以上	4,250円	425円
	2時間以上2.5時間未満	5,310円	531円
	2.5時間以上3時間未満	6,370円	637円
	3時間以上	7,430円	743円

※ サービス提供時間数は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、居宅介護計画等に位置時間数によるものとします。なお、計画時間数と実際にサービス提供に要した時間が大幅に異なる場合は、居宅介護計画等の見直しを行ないます。

※ サービス提供を行う手順書等により、市町村が2人派遣を認めた場合は、利用者の同意のもとヘルパー2人を同時派遣しますが、その場合の費用は2人分となり、利用者負担額も2倍となります。

※ 利用者の体調等の理由で居宅介護計画に予定されていたサービスが実施できない場合、利用者の同意を得てサービス内容を変更することができます。この場合、事業者は変更後のサービス内容と時間により利用料金を請求いたします。

【加算】

以下の条件を満たす場合、基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額	
		基本 利用料	自己負担額
夜間・早朝 深夜加算	夜間(18時～22時)又は早朝(6時～8時)	基本部分の25%	
	深夜(22時～翌朝6時)	基本部分の50%	
緊急時訪問介護加算	居宅介護計画に位置付けられていないサービス等を利用者等からの要請を受け、24時間以内に行った場合に算定	1,000円	100円
初回加算	・サービス提供責任者が新規利用者に介護計画書を作成し、初回訪問に同行又は自らのサービス提供月に算定 ・利用者が過去2月該当事業所のサービスを受けていない場合	2,000円	200円

(1) キャンセル料

ご利用の24時間前までにキャンセルのご連絡が無かった場合、当該基本料の10%の料金がかかります。但し、ご契約者様の急な体調不良等、正当な事由がある場合はこの限りではありません。キャンセルが必要になった場合は早急にご連絡ください。

(2) 交通費 ※通常の事業の実施地域以外の方は交通費を徴収します。

- ・往復10km未満： 無料
- ・往復10km～20km未満：200円
- ・往復20km～30km未満：400円
- ・往復30km～40km未満：600円

(3) 支払い方法

サービス提供月の利用料金は翌月26日に口座引き落としとなります。ご利用の明細を付して翌月20日までに請求書を送付します。

(4) その他

ご利用者のお住まいでサービスを提供するために使用する、水道、ガス、電気等の費用はご利用者の負担となります。

感染防止、多職種連携を進めていく観点からテレビ電話、通信機器を活用し実施させて頂く場合があります。ご利用者及び家族の個人情報を用いる場合にはあらかじめ同意を得ます。

5、 緊急時における対応方法

サービス提供時にご利用者の病状が急変した場合、その他必要と認められたときは、速やかにご家族、主治医、119番通報し必要な措置を講じます。また、虐待または虐待が疑われると認められたときは、居宅支援事業所及び地域包括支援センター、保険者に報告・通報し、必要な措置を講じます。

6、 事故対応時

サービス提供により事故が発生した場合には、ご家族、市町村、関係医療機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状態や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、施設賠償責任保険会社に報告し、損害賠償を速やかに行います。

7、 ハラスメント

事業者は、介護現場で働く職員の安全確保と安心して働き続けられるよう労働環境が築けるようハラスメントの防止に向けて取り組みます。

・事業所内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は組織として許容しません。

①身体的な力を使って危害を及ぼす(及ぼされそうになった)行為

②個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為

③意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的な嫌がらせ行為

上記は、当該職員、取引先事業者、利用者及びその家族等が対象となります。

・ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどを基に即座に対応し、再発防止会議等により、同時案が発生しないための再発防止策を検討します。

・職員に対し、ハラスメントに対する基礎的な考え方について研修などを実施。

また、定期的に話し合いの場を設け介護現場においてハラスメント発生状況の把握に努める。

・ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用者契約の解約等の措置を講じる。

8、 虐待の防止

事業所は、利用者の人権の擁護・虐待発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

・虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について事業所内で周知徹底

・虐待防止のための指針の整備

・虐待防止のための研修会を定期的に実施

・虐待防止責任者の設置

虐待防止等に関する責任者	訪問介護管理者	小林 千恵子
--------------	---------	--------

9、 感染症の予防及びまん延防止

事業所は感染症の発生と、まん延を防止するために必要な措置を講じます。

- ・感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について事業所内で周知徹底
- ・感染症及びまん延の防止のための指針の整備
- ・感染症及びまん延の防止のための研修会及び訓練を定期的実施

10、 業務継続計画

感染症や非常災害の発生でもご利用者への居宅介護を継続的に実施するためと、非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

- ・事業所内での業務継続計画書周知するとともに、研修及び訓練を定期的実施
- ・定期的に業務継続計画の見直しと変更

11、 サービスの内容に関する相談・苦情の窓口

(1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けいたします。

サービス相談窓口	
サービス提供責任者	
電話番号	026-251-2708
受付時間	月曜日 ~ 土曜日 (9時 ~ 17時)

(2) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の機関にも申し立てることができます。

長野県福祉サービス適正化委員会	(フリーダイヤル) 0120-28-7109
長野県国民健康保険団体連合会	(代表) 026-238-1580
長野市 障害福祉課	(直通) 026-224-5030
須坂市 障がい福祉係	(直通) 026-214-7019
中野市 障がい福祉係	(代表) 0269-22-2111
小布施町役場 地域福祉係	(直通) 026-214-9118
高山村役場 健康福祉課	(直通) 026-242-1200

12、 利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価は実施しておりません。

13、 サービスの利用にあたっての留意事項

(1) サービス提供の際、訪問介護員等は下記の業務を行うことができませんので、あらかじめご了解ください。

- ① 医療行為
- ② 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ③ 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ④ 利用者の同居家族に対するサービス
- ⑤ 利用者の日常生活の範囲を超えたサービス(大掃除、庭掃除など)
- ⑥ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ⑦ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為
(利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く)
- ⑧ その他利用者又は家族等に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

- (2) サービス提供を行う訪問介護員
サービス提供にあたって、複数の訪問介護員が交替してサービスを提供します。
- (3) 訪問介護員の交替
 - ① ご利用者及びその家族からの交替の申し出
選任された訪問介護員の交替を希望する場合には、当該訪問介護員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して訪問介護員の交替を申し出ることができます。ただし、特定の訪問介護員の指名はできません。
 - ② 事業者からの訪問介護員の交替
事業者の都合により、訪問介護員を交替することがあります。
訪問介護員を交替する場合はご利用者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。
- (4) 訪問介護員等に対し、贈り物や飲食物の提供などはお断りいたします。